

報道関係者 各位

平成26年11月28日
【照会先】
全国健康保険協会 総務部
篠原・松下
TEL 03-5212-8212

職員の懲戒処分について

平成26年11月28日付で下記職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

1. 被処分者

群馬支部 リーダー（50代 男性）

2. 懲戒処分の内容

懲戒解雇

3. 懲戒の理由の概要

被処分者は、全国健康保険協会が代位取得した交通事故による負傷の治療に要した医療費に係る損害賠償金について、当該損害賠償金相当額が自己名義の銀行口座に振り込まれるよう、当該金員の振込先として自己名義の銀行口座を指定するなど、請求文書を不正に作成、送付し、これを詐取しようとした。（この請求文書を受け取った損害保険会社から振込を行う前に協会本部に問い合わせがあり、発覚した。）

本事案は、損害保険会社から被処分者の口座への振込は行われず、損害保険会社及び協会の金品に損害はありませんでしたが、当該行為は刑法上の犯罪行為（詐欺未遂等）に該当すると判断しました。

当協会としましては、ご迷惑をおかけした関係者の皆様に深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。